建築物省エネ法手数料一覧

建築基準法第6条4項及び同法第18条第3項に基づく審査の中で行う仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料 (手数料条例:70条)

単位(円)

			金額
		ア 当該住宅の床面積の合計が0~30㎡以内のもの	2,500
	一戸建ての住宅	イ 当該住宅の床面積の合計が30~100m以内のもの	4,700
	厂建ての任七	ウ 当該住宅の床面積の合計が100~200㎡以内のもの	7,800
		エ 当該住宅の床面積の合計が200㎡超えるもの	9,400
	一戸建て住宅以外の住宅	ア 当該住宅の床面積の合計が0~30㎡以内のもの	4,300
仕様基準又は誘導仕様基準 審査手数料		イ 当該住宅の床面積の合計が30~100m以内のもの	8,200
		ウ 当該住宅の床面積の合計が100~200㎡以内のもの	13,300
		エ 当該住宅の床面積の合計が200~500㎡以内のもの	15,900
/ 足に正も以外の任も		オ 当該住宅の床面積の合計が500~1,000㎡以内のもの	22,300
		カ 当該住宅の床面積の合計が1,000超~2,000㎡以内のもの	31,300
		キ 当該住宅の床面積の合計が2,000超~5,000m以内のもの	50,100
	ク 当該住宅の床面積の合計が5,000超~10,000㎡以内のもの	68,900	

適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (手数料条例:70の2条)

単位(円)

		金額
一戸建て住宅		5,800
	(ア)当該住宅の床面積の合計が300m未満のもの	11,300
	(イ)当該住宅の床面積の合計が300~2,000㎡未満のもの	23,800
以外の建築物 ア 住宅部分	(ウ)当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	52,800
以外の建築物 アーロゼロカ	(エ)当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	94,700
	(オ)当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡未満のもの	119,000
	(カ)当該住宅の床面積の合計が25,000m以上のもの	148,000
	(ア)当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	11,300
	(イ)当該住宅の床面積の合計が300~1,000㎡未満のもの	19,500
	(ウ)当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000㎡未満のもの	31,600
以外の建築物 イ 非住宅部分	(エ)当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	94,300
	(オ)当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	149,000
	(カ)当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000m未満のもの	188,000
	(キ)当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	235,000

適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (手数料条例:70の3条)

			金額
	ア 仕様基準又は誘導仕様基準	(ア)当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	20,700
	ア 山塚本年入は前等山塚本年	(イ)当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	22,200
(1)一戸建て住宅	イ 仕様・計算併用法	(ア)当該住宅の床面積の合計が200m未満のもの	30,100
(リー厂建り任七	1 江林 前异价为法	「(イ)当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	33,200
	ウ 標準計算法	(ア)当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	40,200
		(イ)当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	44,900
	ア 住宅部分	当該住宅の床面積の合計が300m未満のもの	38,700
	((ア)仕様基準又は誘導仕様基準によ	当該住宅の床面積の合計が300~2,000m未満のもの	66,900
		当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	120,000
1		当該住宅の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	183,000

		当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	59.800
		当該住宅の床面積の合計が300~2,000m未満のもの	100,000
	イ 住宅部分	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	175,000
	((イ)仕様・計算併用法による場合)	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000m未満のもの	256,000
		当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000m未満のもの	304,000
		当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	354,000
		当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	81,000
	- 4	当該住宅の床面積の合計が300~2,000㎡未満のもの	135,000
	アは宅部分	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	229,000
	((ウ)標準計算法による場合による場	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	329,000
	合)	当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡未満のもの	390,000
		当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	449,000
		当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	11,300
		当該住宅の床面積の合計が300~1,000㎡未満のもの	19,500
以外の建築物		当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000㎡未満のもの	31,600
	イ 非住宅部分の用途が工場等	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000m未満のもの	94,300
		当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	149,000
		当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡以上のもの	188,000
		当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	235,000
		当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	102,000
		当該住宅の床面積の合計が300~1,000㎡未満のもの	129,000
	ウ イ以外の非住宅部分の場合	当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000㎡未満のもの	171,000
	(ア) モデル建物法	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	276,000
		当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	361,000
		当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡以上のもの	434,000
		当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	509,000
		当該住宅の床面積の合計が300m未満のもの	266,000
		当該住宅の床面積の合計が300~1,000㎡未満のもの	334,000
	ウ イ以外の非住宅部分の場合	当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000m/未満のもの	431,000
	(イ) 標準入力法等	<u>当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの</u>	615,000
	(1) 187//3/45	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	758,000
		当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡以上のもの	896,000
		当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	1,020,000

適合証が提出された場合における変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (手数料条例:71条)

		金額
一戸建て住宅		4,100
	当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	8,000
	当該住宅の床面積の合計が300~2,000㎡未満のもの	16,700
以外の建築物 ア 住宅部分	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	37,000
以外の産業物 アービモ部カ	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	66,500
	当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000m未満のもの	83,500
	当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	103,000
	当該住宅の床面積の合計が300m未満のもの	8,000
	当該住宅の床面積の合計が300~1,000㎡未満のもの	13,800
	当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000㎡未満のもの	22,200
以外の建築物 イ 非住宅部分	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	66,100
	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	104,000
	当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡未満のもの	132,000
	当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	165,000

適合証が提出された場合以外の場合における変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (手数料条例:72条)

単位(円)

			金額
		当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	14,300
		当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	15,100
(1) 一戸建て住宅	イ 仕様・計算併用法により場合	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	21,100
(1) 广建(任七		当該住宅の床面積の合計が200m以上のもの	23,300
	ウ 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	28,300
		当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	31,500
	7 从字如公	当該住宅の床面積の合計が300m未満のもの	26,800
	//型/从操甘油刀从经常从操甘油厂。	当該住宅の床面積の合計が300~2,000㎡未満のもの	46,500
	2 担合)	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	84,800
	" " "	当該住宅の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	127,000
		当該住宅の床面積の合計が300m未満のもの	42,000
		当該住宅の床面積の合計が300~2.000㎡未満のもの	70,500
	ア 住宅部分	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000m未満のもの	122,000
	((イ)仕様・計算併用法による場合)	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	179,000
		当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡未満のもの	213,000
		当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	248,000
		当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	56,800
		当該住宅の床面積の合計が300~2,000m未満のもの	94,600
		当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000m未満のもの	161,000
	((ウ)標準計算法による場合)	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	231,000
		当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡未満のもの	273,000
		当該住宅の床面積の合計が25,000m以上のもの	314,000
		当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	8,000
		当該住宅の床面積の合計が300~1,000㎡未満のもの	13,800
(2) 以外の建築物	/ 北井宮郊八の田冷が工場等のでの	当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000㎡未満のもの	22,200
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	イ 非住宅部分の用途が工場等のみの 場合	当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000m未満のもの 当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000m未満のもの	66,100
	場合	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	104,000
		当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000m以上のもの	132,000
		当該住宅の床面積の合計が25,000m以上のもの	165,000
		当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	71,600
		当該住宅の床面積の合計が300~1,000㎡未満のもの	91,100
	T	当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000m未満のもの	119,000
	ソ 1 以外の手圧七部刀の場合	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	193,000
		当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	253,000
		当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡以上のもの	304,000
	Ī	当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	357,000
		当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	186,000
		当該住宅の床面積の合計が300~1.000m未満のもの	234,000
	[5	当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000m未満のもの	301,000
	ソ 1以外の非性七部分の場合 5	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000m未満のもの	430,000
		当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000m未満のもの	531,000
	<u> </u>	当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡以上のもの	627,000
		当該住宅の床面積の合計が25,000m以上のもの	715.000

適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 (手数料条例:73条)

		金額
一戸建て住宅		5,800
	当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	11,300
	当該住宅の床面積の合計が300~2,000㎡未満のもの	23,800
(2) 以外の建筑物 7 仕宅邨分	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	52,800

. 2)				
(2) %	が少年末初	, 压心即力	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	94,700
			当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000m未満のもの	119,000
			当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	148,000
			当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	11,300
			当該住宅の床面積の合計が300~1,000m未満のもの	19,500
			当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000㎡未満のもの	31,600
(2) 以	外の建築物・	イ 非住宅部分	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	94,300
			当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	149,000
			当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡未満のもの	188,000
			当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	235,000

適合証が提出された場合以外における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 (手数料条例:74条)

単位(円)

			金額
	ア 誘導仕様基準による場合	<u>当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの</u>	20,700
	, 的会区が至上になる。 	当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	22,200
(1) 一戸建て住宅	イ 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	30,100
(1) / 是(12-5	1 HW 11441/11/2/1000/901	<u>当該住宅の床面積の合計が200m以上のもの</u>	33,200
	ウ 標準計算法による場合	<u>当該住宅の床面積の合計が200m未満のもの</u>	40,200
	7 1MT A1 #7/A1C & \$2-36 L	当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	44,900
		当該住宅の床面積の合計が300m未満のもの	38,700
	ア 住宅部分 ((ア)誘導仕様基準に	当該住宅の床面積の合計が300~2,000m未満のもの	66,900
	よる場合)	<u>当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの</u>	120,000
		当該住宅の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	183,000
		当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	59,800
		当該住宅の床面積の合計が300~2,000㎡未満のもの	100,000
	ア 住宅部分 ((イ)仕様・計算併用法	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	175,000
	による場合)	<u>当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの</u>	256,000
		当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000m未満のもの	304,000
		当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	354,000
		当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	81,000
		当該住宅の床面積の合計が300~2,000㎡未満のもの	135,000
	る場合)	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	229,000
		当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	329,000
(2) 以外の建築物		当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000m未満のもの	390,000
(2) 以外の産業物		当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	449,000
		当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	102,000
		当該住宅の床面積の合計が300~1,000㎡未満のもの	129,000
	イ 非住宅部分 ((ア)モデル建物法	<u> 当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000㎡未満のもの</u>	171,000
	に トス 担合 \	当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000㎡未満のもの 当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	276,000
	(C& 5/8/H)	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	361,000
		当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡以上のもの	434,000
		当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	509,000
		当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	266,000
		当該住宅の床面積の合計が300~1,000㎡未満のもの	334,000
	イ 非住宅部分 ((イ)標準入力法等	当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000m未満のもの	431,000
		当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	615,000
		当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	758,000
		当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡以上のもの	896,000
		当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	1,020,000

適合証が提出された場合以外における変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 (手数料条例:75条)

		金額
一戸建て住宅		4,100
	当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	8,000
	当該住宅の床面積の合計が300~2,000㎡未満のもの	16,700
(2) 以外の建築物 ア 住宅部分	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	37,000
(2) 以外仍连来物 7 任七部刀	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	66,500
	当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡未満のもの	83,500
	当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	103,000
	当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	8,000
	当該住宅の床面積の合計が300~1,000m未満のもの	13,800
	当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000㎡未満のもの	22,200
(2) 以外の建築物 イ 非住宅部分	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	66,100
	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	104,000
	当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡未満のもの	132,000
	当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	165,000

適合証が提出された場合以外の場合における変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 (手数料条例:76条)

			金額
	ア 誘導仕様基準による場合	<u> 当該住宅の床面積の合計が200m未満のもの</u>	14,300
) 助寺工家坐下による場口	当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	15,100
(1) 一戸建て住宅	イ 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	21,100
(1) / 是 ()	1 LW 1141/17/2/C22/9/2	当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	23,300
	ウ 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	28,300
	ノホー川井仏による場口	当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	31,500
		当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	26,800
	ア 住宅部分	当該住宅の床面積の合計が300~2,000㎡未満のもの	46,500
	((ア)誘導仕様基準による場合)	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	84,800
		当該住宅の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	127,000
		当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	42,000
		当該住宅の床面積の合計が300~2,000m未満のもの	70,500
	ア 住宅部分	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	122,000
	((イ)仕様・計算併用法による場合)	当該住宅の床面積の合計が5.000~10.000㎡未満のもの	179,000
	· · ·	当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡未満のもの	213,000
		当該住宅の床面積の合計が25,000m以上のもの	248,000
		当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	56,800
	ア 住宅部分 ((ウ)標準計算法による場合)	当該住宅の床面積の合計が300~2,000㎡未満のもの	94,600
		当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	161,000
		当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	231,000
		当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡未満のもの	273,000
(2) 以外の建築物		当該住宅の床面積の合計が25,000m以上のもの	314,000
		当該住宅の床面積の合計が300m未満のもの	71,600
		当該住宅の床面積の合計が300~1,000㎡未満のもの	91,100
	イ 非住宅部分 (ア) モデル建物法	当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000m未満のもの	119,000
		当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000m未満のもの	193,000
	による場合	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000m未満のもの	253,000
		当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡以上のもの	304,000
		当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	357,000
		当該住宅の床面積の合計が300m未満のもの	186,000
		当該住宅の床面積の合計が300~1,000㎡未満のもの	234,000
		当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000m未満のもの	301,000
	ウ 非住宅部分 (イ) 標準入力法等	当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000㎡未満のもの 当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	430,000
	による場合	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	531,000

当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡以上のもの	627,000
当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	715,000

適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明申請手数料 (手数料条例:77条)

単位(円)

		金額
一戸建て住宅		4,100
以外の建築物 ア 住宅部分	当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	8,000
	当該住宅の床面積の合計が300~2,000m未満のもの	16,700
	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	37,000
	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	66,500
	当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡未満のもの	83,500
	当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	103,000
	当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	8,000
	当該住宅の床面積の合計が300~1,000㎡未満のもの	13,800
	当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000㎡未満のもの	22,200
以外の建築物 イ 非住宅部分	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	66,100
	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	104,000
	当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡未満のもの	132,000
	当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	165,000

適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明申請手数料 (手数料条例:78条)

			金額
	ア 仕様基準又は誘導仕様基準による	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	14,300
	場合	当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	15,100
(1)一戸建て住宅	イ 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	21,100
		当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	23,300
	仕様基準による場合)	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	28,300
		当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	31,500
		当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	26,800
		当該住宅の床面積の合計が300~2,000m未満のもの	46,500
		当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000m未満のもの	84,800
		当該住宅の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	127,000
		当該住宅の床面積の合計が300m未満のもの	42,000
		当該住宅の床面積の合計が300~2,000m未満のもの	70,500
		当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	122,000
		当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000m未満のもの	179,000
		当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000m未満のもの	213,000
		当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	248,000
	ア 住宅部分 ((ウ)標準計算法によ	当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	56,800
		当該住宅の床面積の合計が300~2,000㎡未満のもの	94,600
		当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	161,000
	る場合)	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	231,000
		当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡未満のもの	273,000
		当該住宅の床面積の合計が25,000m以上のもの	314,000
		当該住宅の床面積の合計が300m未満のもの	8,000
		当該住宅の床面積の合計が300~1,000㎡未満のもの	13,800
2) 以外の建築物	イ 非住空部分の田途が丁提等のみ	当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000㎡未満のもの	22,200

1 非正で配力の内拠が工物	マック アン・カー・スティン・スティン・スティン・スティン・スティン・スティン・スティン・スティン	00 400
の場合	当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000m未満のもの	66,100
	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	104,000
	当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡以上のもの	132,000
	当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	165,000
	当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	71,600
	当該住宅の床面積の合計が300~1,000㎡未満のもの	91,100
ウ イ以外の非住宅部分の場	△ 当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000㎡未満のもの	119,000
(ア) モデル建物法による場合	~ 当談任宅の床面積の合計か2,000~5,000m未満のもの	193,000
(ア) ヒノル建物はによる場合	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000㎡未満のもの	253,000
	当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡以上のもの	304,000
	当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	357,000
	当該住宅の床面積の合計が300㎡未満のもの	186,000
	当該住宅の床面積の合計が300~1,000m未満のもの	234,000
ウ イ以外の非住宅部分の場合	当該住宅の床面積の合計が1,000~2,000m未満のもの	301,000
標準入力法等による場合	⁽¹⁾ 当該住宅の床面積の合計が2,000~5,000㎡未満のもの	430,000
は十八八八寸により場口	当該住宅の床面積の合計が5,000~10,000m未満のもの	531,000
	当該住宅の床面積の合計が10,000~25,000㎡以上のもの	627,000
	当該住宅の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	715,000